

基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

(1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布

DV防止啓発冊子やDV被害者サポートカードを市役所や図書館、公民館、病院等の市民が利用する施設に設置します。また、DVについて正しい知識を深めるとともに、相談窓口についての周知を図ります。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-1-(1)-① (継続事業)	DV防止啓発のためのカード等の設置	○DV防止啓発のリーフレットやサポートカードを公共施設に設置します。	福祉総務課

(2) 市民向け講演会の開催

男女共同参画社会の実現に向けて、講演会やセミナー等を通じて、人権意識の向上を図るとともに、暴力を生まないための啓発を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-1-(2)-① (継続事業)	男女共同参画セミナー等の実施	○講演会等を通じて、人権意識の向上を図るほか、固定的な性別役割分担意識を見直すため、男女共同参画セミナーを実施します。	人権協働課 福祉総務課

(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)の周知

毎年11月12日から11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることを周知し、市民の「女性に対する暴力」についての関心を高め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成し暴力の防止につなげます。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-1-(3)-① (継続事業)	パープルリボンキャンペーンの実施	○DVの防止啓発や、相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを実施し、啓発グッズを配布します。	福祉総務課



2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発

(1) デートDV防止教育・啓発の実施

交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内の中学生に対してデートDV防止授業を実施します。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-2-(1)-① (継続事業)	デートDV防止授業の実施	○交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くため、市内の中学生を対象にデートDV防止授業を実施します。	福祉総務課 学校教育課

(2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

話し合いで問題を解決し、暴力をなくす意識を育むため、子どもの発達段階に応じて「思いやり」や「いたわり」の心を育む人権尊重の教育を進めます。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-2-(2)-① (継続事業)	人権感覚の醸成や人の思いを大切にする心を育む授業等の実施	○人権感覚を育むためのプログラムを未就園、未就学の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。 ○道徳学習を中心に、「人との関わり」に関する学ぶことを学ぶ授業を実施します。 ○広報紙やホームページを活用するほか街頭啓発活動を実施するなど、あらゆる年代に対して啓発を行います。	こども教育課 学校教育課 人権協働課



3. DVに関する調査研究

(1) 市民への意識調査の実施

DVやデータDVに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、調査を実施します。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-3-(1)-① (継続事業)	DVやデータDVに関する市民意識調査の実施	○市民意識調査を実施します。	福祉総務課

(2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

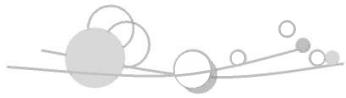
災害時等、非常時における女性や子どもへの暴力を防止するため、避難所における安全確保や支援体制について検討します。また、非常時に被害者情報が加害者に知られることを防ぐために、情報管理の在り方について検討を進めます。

施策コード	取組	内容	担当課
IV-3-(2)-① (新規事業)	災害時におけるDV相談者の支援マニュアルの検討	○災害時におけるDV相談者の支援マニュアルを検討します。	福祉総務課 防災課

基本課題V 支援体制の充実



1. 庁内支援体制の整備



(1) DV被害者支援対応マニュアルの活用

相談窓口を利用する被害者が、関係職員等からの不適切な対応により、二次的被害が発生しないよう、職員はDV相談窓口対応マニュアルを活用し、DVの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えます。

施策コード	取組	内容	担当課
V-1-(1)-① (継続事業)	DV被害者支援対応マニュアルの更新	〇DV被害者支援対応マニュアルの更新を毎年行い、被害者が安心して相談できる体制を整えます。	福祉総務課 関係各課

(2) DV防止ネットワーク会議の開催

DV防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行うことにより、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を確立します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-1-(2)-① (継続事業)	DV防止ネットワーク会議の開催	〇DV防止ネットワーク会議を開催し、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を確立します。	福祉総務課



2. 関係機関との支援体制の強化

(1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化

被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、女性家庭センター、こども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、被害者の支援体制を強化します。また、要保護児童対策地域協議会等を活用して、支援について検討し、見守りや支援を継続して行います。

施策コード	取組	内容	担当課
V-2-(1)-① (継続事業)	警察や県など関係機関との支援体制の強化	○警察、女性家庭センター、こども家庭センターと連絡や調整を密に行い、被害者の支援体制を強化します。	福祉総務課

(2) 広域的な被害者支援の実施

他市町との広域的な連携により被害者を支援します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-2-(2)-① (継続事業)	他市町との連携による被害者支援の実施	○被害者が転出、転入する際は、他市町との広域的な連携により支援します。	福祉総務課

(3) 民間の被害者支援団体との連携

民間の被害者支援団体と連携して、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-2-(3)-① (継続事業)	民間の被害者支援団体との連携	○民間の被害者支援団体と連携し、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。	福祉総務課



3. 支援を担う人材の育成

(1) 職員に対する教育の実施

被害者の自立支援には、関係各課の連携と切れ目のない支援が必要であるため、DVの特性や被害者支援について、職員への研修の機会を設け、適切な対応を推進します。

施策コード	取組	内容	担当課
V-3-(1)-① (継続事業)	市職員を対象としたDV研修の実施	○ DV被害の潜在化防止を目指し、被害の実態や特性の正しい理解と全庁的な意識付けのために、職員を対象としたDV研修の機会を設け、適切な対応を推進します。	人事課 福祉総務課

(2) 支援団体の育成

被害者等の支援を実施する団体と協働して被害者支援の充実を図ります。

施策コード	取組	内容	担当課
V-3-(2)-① (継続事業)	支援団体との連携による、被害者の安全の確保	支援団体の活動情報等を収集し、必要がある場合に被害者への情報提供等を行います。	福祉総務課

第5章 計画の推進



1. 市の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、広範囲かつ多様な施策を進行管理できるよう加東市DV防止ネットワーク会議を活用し、内容の充実に努めます。

また、すべての職員が人権尊重と男女共同参画についての理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を高めていきます。



2. 国・県等、関係機関との連携の推進

DV防止法や男女共同参画基本法、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」、「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」等、法律や国、県が推進する計画等との整合を図り、本計画を推進します。

また、国や県、近隣市町や被害者支援に携わる関連機関等との連携・協力を図るとともに、本計画を推進するにあたり必要に応じて働きかけを行います。



3. DV防止と被害者支援の充実に向けた調査研究

DV被害者支援に関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援をより効果的なものとするため、必要に応じて本計画に反映します。

また、DVやデータDVに関する市民の意識や実態を把握するための意識調査を実施します。収集した情報や意識調査の結果はわかりやすく市民に伝え、啓発を図ります。

資料編



1. 関連法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 奬罰（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につ

き、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作

成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官

職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行っては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

- 偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管

轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされてい

る保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならぬ。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発するこ

とにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者的人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う

保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

- 第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同
-----	-----	--

		じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第二項第二号、第十三条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となつた身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



2. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱

平成29年3月1日
加東市告示第13号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項の規定により、加東市配偶者等暴力対策基本計画(以下「計画」という。)を策定し、及び検証するため、加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び検証に関する必要な事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。



3. 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿

所属等	氏 名	備 考
学識経験者	◎海野 千畝子	兵庫教育大学
各種団体代表	○近澤 孝則	加東市社会福祉協議会
各種団体代表	藤井 三平	社人権擁護委員協議会加東部会
各種団体代表	高橋 正行	兵庫県女性家庭センター
各種団体代表	茂木 美知子	NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ
各種団体代表	亀園 公一	兵庫県加東警察署刑事生活安全課
公募による市民	松本 由美	公募委員
教育関係者	井上 聰	加東市教育委員会学校教育課

◎委員長 ○副委員長



4. 第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画策定経過

年 月 日	会議名等	内容
2017 (平成 29) 年度	7月 7日	平成29年度第1回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会 (1) 策定委員会の運営について (2) 基本計画策定の背景と加東市の現状について (3) 男女共同参画およびDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する意識調査（案）について (4) デートDV（交際相手からの暴力）についての意識調査（案）について
	8月 23日～ 9月 15日	DVに関する市民意識調査の実施 4,000人対象 回収数 1,490票（回収率 37.3%）
	8月 29日～ 8月 31日	DVに関する高校生意識調査の実施 714人対象 回収数 701票（回収率 98.2%）
	2月 28日	平成29年度第2回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会 (1) 加東市配偶者等暴力対策基本計画策定に向けた意識調査の結果について (2) 配偶者等暴力（DV）対策基本計画の体系（改正案）について (3) 今後のスケジュールについて
2018 (平成 30) 年度	7月 4日	平成30年度第1回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会 (1) 第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画（案）について
	9月 26日	平成30年度第2回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会 (1) 第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画（案）について
	11月 7日	平成30年度第3回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会 (1) 第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画（案）について (2) 第2次加東市配偶者等暴力対策基本計画進捗管理表（案）について



5. 用語解説

【あ行】

用語	説明
一時保護 (*1)	被害者が暴力を避けるために家を出たいと思っていても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合等において、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護することを言います。

【か行】

用語	説明
こども家庭センター（児童相談所）(*2)	児童福祉法第12条に定められている児童相談所で、兵庫県が設置する相談窓口です。

【さ行】

用語	説明
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）(*3)	離婚した元配偶者や別れた元交際相手が復讐を目的として、以前撮影した相手の公開するつもりのない私的な性的画像を無断でインターネット上等に公開する行為を言う「リベンジポルノ」を防止するための法律です。
児童虐待 (*4)	子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことを言い、性的虐待、育児放棄、情緒的虐待（ことばによる虐待や心的外傷を残すような懲罰など）等を含みます。また、世界保健機関（WHO）は、商業的その他の搾取（児童労働や児童売春等）を児童虐待の範疇に加えています。 身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束するなどの行為を言います。 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為を言います。 ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為を言います。 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：D V）などの行為を言います。

心理的外傷 (*5)	個人にとって心理的に大きな打撃を与え、その影響が長く残るような体験のことを言い、「トラウマ」とも言います。
スクールカウンセラー (*6)	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有し、学校に配置されている臨床心理士等の専門家で、児童生徒の不登校や問題行動等の様々な相談に応じて心のケア等を行っています。
ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）(*7)	「ストーカー行為」、「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えること、悪質な場合逮捕することで被害を受けている人を守る法律です。 つきまとい等：特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、またはそれが満たされなかつたことに対する感情を満たす目的で、その特定の人またはその家族等に対してする行為のことを言います。 ストーカー行為：特定の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを言います。
性的マイノリティ (*8)	性別を「男」と「女」のどちらかに規定したり、異性愛が当たり前とみなす固定的な考え方の上で、性自認や性的指向が従来の考え方と異なることによって差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人を言います。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者等が含まれます。
性別役割分担意識 (*9)	男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。「男は仕事、女は家庭」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例があります。
セクシュアル・ハラスメント (*10)	相手の意思に関係なく性的な内容の言葉を発したり、行うことによって、健全な就労環境や就学環境等が妨げられることを言います。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service : SNS) (*11)	交友関係を構築するWebサービスのひとつで、登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのことを言います。

【た行】

用語	説明
男女共同参画社会 (*12)	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。また、性別を理由に不当に排除されてきた事柄への参加促進のため、性差別をなくし、様々な制度を整備する社会のことを言います。女性の職業への参加と、男性の家庭への参加を促す施策が主題となっていますが、女性への暴力の根絶や男女共同参画による地域社会の活性化等、あらゆる分野が対象になっています。
デートDV (*13)	DV（「ドメスティック・バイオレンス」を参照）のうち、婚姻関係のないカップルの間で起こる暴力のことを言います。
ドメスティック・バイオレンス (domestic violence: DV) (*14)	配偶者や交際相手等、親しい関係にある者から受ける暴力のことを言います。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。 身体的暴力：なぐる、ける、たたく、物を投げつける、押さえつけるなどの行為を言います。 性的暴力：性行為を無理強いする、避妊に協力しない、ポルノビデオを無理に見せるなどの行為を言います。 精神的暴力：バカにする、おどす、何を言っても無視するなどの行為を言います。 社会的暴力：つきあいを制限する、電話やメールをチェックするなど（社会的に隔離し、孤立させる行為）の行為を言います。 経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をさせない、収入を取り上げるなどの行為を言います。

【な行】

用語	説明
二次的被害 (*15)	被害者が被害後に周囲からの様々な言動によって、さらに傷つけられることを言います。

【は行】

用語	説明
配偶者からの暴力及 び被害者の保護等に 関する法律 (DV防 止法) (*16)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。配偶者には婚姻の届け出をしていない「事実婚」を含みますが、2013（平成25）年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手もこの法律の保護の対象となりました。

配偶者暴力相談支援センター (*17)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用等の援助を行う機関です。
パープルリボン (*18)	女性に対する暴力根絶のシンボルとして用いられている、紫色のリボンです。着用することで、女性に対する暴力根絶へのさりげない支援や賛同を示すことができます。
兵庫県女性家庭センター（婦人相談所）(*19)	売春防止法第 34 条に基づき各都道府県に設置されている兵庫県の婦人相談所です。DV 防止法の制定により、配偶者暴力相談支援センター機能を担う施設の一つとして位置づけられました。
保護命令制度 (*20)	被害者から申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者等からの身体に対する暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めたとき、当該配偶者等に保護命令を発令する制度です。保護命令には、「被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令があります。

【や行】

用語	説明
要保護児童対策地域協議会 (*21)	虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいを持つ児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された、市が運営する機関です。こども家庭センター（児童相談所）や警察、認定こども園、学校等の関係機関が子どもや家庭に関する情報を共有して、支援内容を協議し、連携して支援しています。



加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画案

発行日 平成 年 月

発行 加東市

編集 加東市健康福祉部福祉総務課

〒673-1493

兵庫県加東市社 50 番地

T E L 0795-43-0408 F A X 0795-42-6862

U R L <http://www.city.kato.lg.jp>

